

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月17日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 一般財団法人 新庄市体育協会  
令和元年度の財務及び施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和2年8月17日から令和2年9月4日まで

4 監査の着眼点

市補助金対象事業及び指定管理事業について、令和2年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点項目」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。  
また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映され適正に徴収されているか。
- ②公金管理業務が、関係法令に基づき遅滞なく円滑に行われているか。

## 5 監査の実施内容

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

## 6 監査の結果

市補助金対象事業及び指定管理事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行及び施設の管理運営についても概ね妥当であった。ただし、指摘事項として次の事項については改善措置が必要と認められる。

### (指摘事項)

行政財産目的外使用について、新庄市公有財産規則に沿った申請手続き及び使用許可条件どおりの使用になっていない部分があった。行政財産目的外使用について、指定管理者としてどのように事務手続きを行うかを明確にし、関係例規に基づいた適切な事務の執行ができるように努めること。